

様式第1号（第7条関係）

一般廃棄物処理業許可申請書

年　　月　　日

明日香村長 あて

申請者 住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

第7条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 の規定により、
第7条第2項

許 可

一般廃棄物処理業（収集運搬）の を受けたいので、関係書類を添えて
許可の更新

申請します。

<添付書類> ※添付確認し すること

- 事業調書
- 作業計画書
- 収支決算書又は事業収支書
- 住民票抄本
- 履歴書
- 印鑑登録証明書
- 従業員名簿
- 収集運搬車、設備機材等の種類並びに数量一覧表
- 一般廃棄物処理業に係る処理施設、処分施設、車庫、保管場所、積み替え場所その他
処理施設の内容を明らかにする書類及び見取図
- 廃棄物の排出者、種類及び排出量の明細書
- 納税証明書
- 申請者が法第7条第5項第4号イからヌに該当しない旨を記載した書類
- 使用車両の写真及び自動車検査証の写し
- 申請者が、村外において既に一般廃棄物の収集又は運搬を業として行っている場合は、
当該収集又は運搬に係る許可証の写し
- 法令を遵守し、誠実に業務を行う旨を記載した誓約書
- その他村長が指示するもの

様式第2号(第7条関係)

事業調書

住 所		
氏 名		
生年月日		
法 人	所 在 地 名 称 代表者職氏名	
営業所の所在地		
取扱廃棄物の種類		
処理区分		収 集 運 搬
施 設 の 所 在 地	運搬車庫	
	廃棄物処理場	
	廃棄物集積所	
処理料金		
料金徴収の方法		
備 考		

様式第3号（第7条関係）

作業計画調書

処理区域			
処理戸数			
運搬車台数			
作業人員	運転者	人、	作業員 人
1月あたりの稼働日数	日		
1日あたりの作業能力	トン／日		
1日あたりの 収集運搬量	トン／日		
1月あたりの 収集運搬量	トン／月		
収集、運搬の方法			
備考			

様式第4号（第7条関係）

従業員名簿

職名	氏名	生年月日	住所	職種

(注) 職名欄には役職等を、職種欄には運転手、清掃員、事務員等の職種を記入すること。

様式第5号（第7条関係）

収集運搬車、設備及び機材等の種類並びに数量一覧表

(1) 收集運搬車

(2) 設備

(3) 機材等

様式第6号（第7条関係）

営業所・車庫・処理施設 見取図

<input type="checkbox"/> 営業所	
<input type="checkbox"/> 車庫所在地	
<input type="checkbox"/> 処理施設	
所有の区分	
自己所有・賃借	
見 取 図	
写 真	<p>※ なるべく全体が写ったものを添付 (写真添付位置)</p>

(貸借している場合は、借用書等の写しを添付)

様式第7号（第7条関係）

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の排出者、種類及び排出量の明細

欠格事項に該当しない旨の申告書

申請者、申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルのいずれにも該当しない者であることを申告します。

いずれかに該当するに至った時は直ちに届け出します。

この申告に虚偽があった場合は、いかなる処分にも従います。

年 月 日

申請者 住所

氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

明日香村長 あて

(裏面)

<参考>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

様式第9号（第9条関係）

番号
年月日

様

明日香村長

印

一般廃棄物処理業許可書

年月日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可（更新）については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第7条第6項の規定により、下記条件
を付して許可します。

記

1 許可の種類

2 許可の区域

3 許可の期間 年月日から 年月日まで

4 許可の条件

様式第10号（第10条関係）

年　月　日

明日香村長　あて

申請者　住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理業変更届出書

年　月　日付け　　号により許可を受けた一般廃棄物処理業に関する許可証の申請内容及びその添付書類の記載事項のうち、明日香村一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可基準に関する要綱第10条の規定により届け出ます。

紀

1 変更の生じた日　　年　月　日

2 変更の事項等

事　項	変　更　内　容		変　更　理　由
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		

誓 約 書

私は、この度一般廃棄物収集運搬業の許可を申請するに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び関係省令並びに明日香村廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び明日香村一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可基準に関する要綱を遵守し、貴村に迷惑をかけることのないよう次のとおり誓約いたします。

年　月　日

明日香村長 様

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

記

- 1 私（当社）は、一般廃棄物収集運搬業者として、その公共性を自覚し、適正な業務の遂行に努めるとともに、許可の条件を守り、貴村の指導に従い、村民や事業者に迷惑をかけるようなことはいたしません。
- 2 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合は、私（当社）の責任において解決いたします。
- 3 社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難となったときも、一切の補償要求はいたしません。
- 4 本誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。